

令和元年度

定期総会資料

令和元年6月28日（金）

東京都立中央図書館

全国公共図書館協議会

次 第

I 定期総会

- 1 開 会
- 2 会長挨拶
- 3 来賓挨拶
- 4 議長選出
- 5 議 題

協議事項

- (1) 令和元年度・2年度 役員の選出（案）
- (2) 平成30年度事業報告
- (3) 平成30年度決算
- (4) 平成30年度会計監査報告
- (5) 令和元年度事業計画（案）
- (6) 令和元年度予算（案）
- (7) 令和元年度表彰
- (8) 全国公共図書館協議会設立50周年記念事業について

報告事項

- (1) 「図書館の障害者サービスにおける著作権法第37条第3項に基づく著作物の複製等に関するガイドライン」の改定について
- (2) 「資料デジタル化及び利用に係る関係者協議会」の動向について

II 事例報告

内 容 「神奈川県立川崎図書館における社史コレクションの活用について」
報告者 神奈川県立川崎図書館 企画情報課長 高田 高史 氏

III 研究集会

テーマ 「公共図書館における経営戦略とイノベーション」
講 師 小泉 公乃 氏
筑波大学図書館情報メディア系 助教

協議(1) 令和元年度・2年度 役員の選出(案)

令和元年6月28日現在

No.	地区名	図書館名	職名	氏名	全公図役職名
1	北日本	岩手県立図書館	館長	小田島 正明	代表理事
2		北海道立図書館	館長	岩淵 隆	理事
3		青森県立図書館	館長	西谷 寿彦	理事
4		宮城県図書館	館長	蜂谷 洋	理事
5	関東	栃木県立図書館	館長	五十嵐 一彦	代表理事
6		茨城県立図書館	館長	山口 修	理事
7		群馬県立図書館	館長	中山 勝文	理事
8		埼玉県立熊谷図書館	館長	金子 隆	理事
9		千葉県立中央図書館	館長	榎本 隆二	理事
10		東京都立中央図書館	館長	西海 哲洋	理事
11		山梨県立図書館	館長	金田一 秀穂	理事
12	東海・北陸	岐阜県図書館	館長	鍋島 寿	代表理事
13		福井県立図書館	館長	山元 清隆	理事
14		名古屋市鶴舞中央図書館	館長	山中 隆弘	理事
15	近畿	大阪府立中央図書館	館長	西口 禎二	代表理事
16		和歌山県立図書館	館長	兒玉 佳世子	理事
17		京都市中央図書館	館長	中西 進	理事
18		大阪市立中央図書館	館長	三木 信夫	理事
19	中国	鳥取県立図書館	館長	網浜 聖子	代表理事
20		山口県立山口図書館	館長	和田 勉	理事
21		岡山市立中央図書館	館長	宮本 嘉彦	理事
22	四国	香川県立図書館	館長	渡邊 勇人	代表理事
23		徳島県立図書館	館長	野々瀬 由佳	理事
24		愛媛県立図書館	館長	願成寺 優	理事
25	九州	福岡県立図書館	館長	平川 真一	代表理事
26		長崎県立長崎図書館	館長	渡邊 斉志	理事
27		鹿児島県立図書館	館長	原口 泉	理事
28		北九州市立図書館	館長	小坪 正夫	理事
29	客員	国立国会図書館	司書監	大島 薫	客員理事
30	監事	千葉県立西部図書館	館長	高橋 正名	監事
31		川口市立中央図書館	館長	折原 直人	監事
32		大阪府立中之島図書館	館長	岡本 富士男	監事

協議（２） 平成30年度事業報告

I 総会及び理事会等

1 総 会

期 日 平成30年6月29日（金）

場 所 東京都立中央図書館

議 題

協議事項

- （１）平成29年度事業報告
- （２）平成29年度決算
- （３）平成29年度会計監査報告
- （４）平成30年度事業計画（案）
- （５）平成30年度予算（案）
- （６）平成30年度表彰（案）
- （７）全国公共図書館協議会表彰について
- （８）「全国読書グループ調査」の協力依頼受諾について

報告事項

「資料デジタル化及び利用に係る関係者協議会」の動向について
参加者数 89名 （委任状597通）

事例報告

内 容 「平成28・29年度調査研究事業『公立図書館における地域
資料サービス』に関する報告」

報告者 慶應義塾大学文学部 教授 根本 彰 氏

2 第1回理事会

期 日 平成30年5月30日（水）

場 所 東京都立中央図書館

議 題

協議事項

- （１）平成29年度事業報告
- （２）平成29年度決算
- （３）平成29年度会計監査報告
- （４）平成30年度事業計画（案）
- （５）平成30年度予算（案）
- （６）平成30年度表彰（案）
- （７）全国公共図書館協議会表彰について

(8)「全国読書グループ調査」についての協力依頼
報告事項
「資料デジタル化及び利用に係る関係者協議会」の動向について
参加者数 20名

3 第2回理事会（書面開催）

期 日 平成31年2月上旬～2月下旬

（2月5日開催通知送付、2月31日締切、3月13日結果送付）

議 題

協議事項

平成31年度全国公共図書館協議会事業計画（案）

報告事項

（1）平成30年度全国公共図書館協議会調査研究事業

（2）「資料デジタル化及び利用に係る関係者協議会」の動向他

聴取事項

（1）平成31年度全国公共図書館協議会研究集会（講演会）について

（2）全国公共図書館協議会設立50周年記念事業について

II 研究集会

期 日 平成30年6月29日（金）

場 所 東京都立中央図書館

テ ー マ 「経営戦略としての図書館ブランディング」

講 師 株式会社AXHUM（アクサム）代表取締役/ディレクター
青山学院大学非常勤講師
南山 宏之 氏

参 加 者 102名

III 調査・研究事業及び情報活動等

1 調査研究事業

「公立図書館における蔵書構成・管理」に関する調査研究の初年度にあたり、伊藤民雄氏（実践女子大学図書館）を助言者に迎え、全国の公立図書館を対象に実態調査を実施した。調査の集計結果を報告書にまとめ、都道府県立図書館・都道府県教育委員会等に配布した。報告書は、都道府県立図書館・都道府県教育委員会等に配布するとともに、ホームページに掲載した。

2 情報活動

ニューズレター93号、94号を発行し、ホームページに掲載した。

IV 表彰

表彰規程により実施した。

表彰者 123名

(内訳)

図書館職員 88名

図書館長 1名

図書館協議会委員 34名

協議（３） 平成30年度決算

1 収入の部

(単位:円)

科 目	予算額	収入済額	増減額	備 考
1 分担金	1,511,500	1,511,500	0	
2 雑収入	100	18	△ 82	預金利息等
3 繰越金	1,462,121	1,462,121	0	
計	2,973,721	2,973,639	△ 82	

2 支出の部

(単位:円)

科 目	当初予算額	支出済額	残 額	備 考
1 会議費	75,000	54,036	20,964	
(1)総会費	70,000	49,436	20,564	資料印刷費 48,600 事例報告者旅費 538 消耗品費等 298
(2)理事会費	5,000	4,600	400	理事会経費 4,600
2 事業費	1,895,000	1,272,186	622,814	編集委員会等旅費 155,970 印刷製本費 432,000 謝金 100,000 講演記録反訳 20,250 調査集計 563,760 消耗品費等 206
3 表彰費	155,000	111,152	43,848	表彰状印刷費 19,926 表彰状用丸筒代等 36,741 筆耕料等 54,485
4 普及費	0	0	0	
5 諸支出金	0	0	0	
6 事務局費	160,000	113,672	46,328	
(1)事務費	150,000	113,342	36,658	通信運搬費 84,182 事務用消耗品費 29,160
(2)職員費	10,000	330	9,670	事務局旅費等 330
7 予備費	688,721	0	688,721	
計	2,973,721	1,551,046	1,422,675	

3 繰越額

収入済額	2,973,639
支出済額	1,551,046
差引繰越額	1,422,593


協議（４） 平成30年度会計監査報告

会 計 監 査 報 告

平成30年度全国公共図書館協議会の会計監査を行った結果、帳簿、預金通帳、証票等すべて正確に処理され、適正に収支されたことを認めます。

2019年5月10日

監 事 千葉県立西部図書館長

高橋正名 

監 事 川口市立中央図書館長

折原直人 

監 事 大阪府立中之島図書館長

岡本富士男 

協議（５） 令和元年度事業計画（案）

I 総会及び理事会

1 総 会

期 日 令和元年 6 月 28 日（金） 午前 10 時～11 時

場 所 東京都立中央図書館

※総会後に、事例報告を予定（45分程度）

2 理 事 会

第 1 回 令和元年 5 月 24 日（金）（荒川区立ゆいの森あらかわ）

第 2 回 令和 2 年 1 月下旬～2 月上旬（書面開催）

II 研 究 集 会

期 日 令和元年 6 月 28 日（金） 午後 1 時 30 分～3 時

場 所 東京都立中央図書館

内 容 「公共図書館における経営戦略（仮）」

講 師 筑波大学図書館情報メディア系

助教 小泉 公乃 氏

III 調査研究事業及び情報活動等

1 調査研究事業

令和元年度は、平成 30 年度に実施した「公立図書館における蔵書構成・管理」に関する実態調査の結果を分析し、報告書にまとめる。

2 情報活動

ニューズレターを年 2 回発行する。

IV 表 彰

表彰規程により実施する。

表彰者 138 名

（内訳）

図書館職員 82 名

図書館長 9 名

図書館協議会委員 47 名

協議（6） 令和元年度予算（案）

1 収入の部

(単位:円)

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減 額	説 明
1 分担金	1,511,500	1,511,500	0	
2 雑収入	0	100	△ 100	
3 繰越金	1,422,593	1,462,121	△ 39,528	
計	2,934,093	2,973,721	△ 39,628	

2 支出の部

(単位:円)

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減 額	説 明
1 会議費	75,000	75,000	0	
(1)総会費	70,000	70,000	0	資料印刷費 50,000 消耗品費等 20,000
(2)理事会費	5,000	5,000	0	理事会経費 5,000
2 事業費	1,545,000	1,895,000	△ 350,000	印刷製本費 550,000 調査集計等委託 500,000 編集委員会等旅費 300,000 謝金 150,000 講演記録反訳等 45,000
3 表彰費	155,000	155,000	0	表彰状印刷費 25,000 表彰用筒等代金 65,000 筆耕料等 65,000
4 普及費	0	0	0	
5 諸支出金	0	0	0	
6 事務局費	160,000	160,000	0	
(1)事務費	150,000	150,000	0	通信運搬費 110,000 事務用消耗品費 40,000
(2)職員費	10,000	10,000	0	事務局旅費等 10,000
7 予備費	999,093	688,721	310,372	
計	2,934,093	2,973,721	△ 39,628	

協議（7）令和元年度表彰

1 都道府県別表彰者数

N0	都道府県名	人数	N0	都道府県名	人数	N0	都道府県名	人数
1	北海道	1	17	石川	4	33	岡山	4
2	青森	0	18	福井	0	34	広島	1
3	岩手	1	19	山梨	1	35	山口	1
4	宮城	2	20	長野	1	36	徳島	1
5	秋田	0	21	岐阜	2	37	香川	1
6	山形	1	22	静岡	3	38	愛媛	1
7	福島	3	23	愛知	3	39	高知	0
8	茨城	6	24	三重	0	40	福岡	4
9	栃木	1	25	滋賀	3	41	佐賀	2
10	群馬	0	26	京都	3	42	長崎	2
11	埼玉	13	27	大阪	18	43	熊本	0
12	千葉	13	28	兵庫	3	44	大分	0
13	東京	9	29	奈良	0	45	宮崎	0
14	神奈川	19	30	和歌山	3	46	鹿児島	2
15	新潟	5	31	鳥取	1	47	沖縄	0
16	富山	0	32	島根	0			

2 表彰者総数 138 名

(内訳)	図書館職員	82 名
	図書館長	9 名
	図書館協議会委員	47 名

図書館職員：表彰規程第2条第1項の1及び2（内規第2号（1）及び（3））又は4に該当する

図書館長：表彰規程第2条第1項の2（内規第2号（2））に該当するもの

図書館協議会委員：表彰規程第2条第1項の3に該当するもの

令和元年度全国公共図書館協議会表彰候補者名簿

No.	都道府県名	氏名	図書館名	区分
1	北海道 1	北村 浩史	市立士別図書館	委員
2	岩手県 1	高瀬 一行	二戸市立図書館	委員
3	宮城県 2	増子 宏美	仙台市泉図書館	職員
4		島津 敦子	仙台市泉図書館	職員
5	山形県 1	村野 隆男	市立米沢図書館	館長
6	福島県 3	大平 久美子	いわき市立いわき総合図書館	職員
7		渡邊 峯子	須賀川市岩瀬図書館	職員
8		遠藤 順子	本宮市立しらさわ夢図書館	委員
9	茨城県 6	岡部 成美	日立市立南部図書館	職員
10		樽見 奈緒美	かすみがうら市立図書館	職員
11		瀧ヶ崎 孝子	かすみがうら市立図書館	委員
12		二ツ森 千尋	つくば市立中央図書館	委員
13		飯村 秀雄	つくば市立中央図書館	委員
14		平島 則子	常陸大宮市立図書情報館	委員
15	栃木県 1	吉澤 キヌ子	那珂川町馬頭図書館	委員
16	埼玉県 13	増田 浩	川口市立中央図書館	職員
17		鈴木 千野	秩父市立秩父図書館	職員
18		山中 なるみ	秩父市立秩父図書館	委員
19		小澤 朋子	所沢市立所沢図書館	職員
20		風間 俊克	所沢市立所沢図書館	委員
21		小見山 久実子	飯能市立図書館	委員
22		原 繁	新座市立中央図書館	委員
23		石橋 妙子	坂戸市立中央図書館	委員
24		山崎 かど代	坂戸市立中央図書館	委員
25		若生 政江	坂戸市立中央図書館	委員
26		小澤 正司	滑川町立図書館	館長
27		小鷹 明男	鳩山町立図書館	委員
28		中原 哲彦	鳩山町立図書館	委員
29	千葉県 13	鎌形 佐知夫	千葉県立東部図書館	職員
30		竹村 明子	千葉市花見川図書館	職員
31		青木 正則	市川市中央図書館	職員
32		山岸 裕朋	市川市中央図書館	職員
33		中村 美鈴	市川市行徳図書館	職員
34		千北 龍史	船橋市西図書館	職員

令和元年度全国公共図書館協議会表彰候補者名簿

No.	都道府県名	氏名	図書館名	区分
35	千葉県	山田 泰子	松戸市立図書館	職員
36		田中 美季	成田市立図書館	職員
37		利光 朝子	柏市立図書館	職員
38		天ヶ谷 とも子	我孫子市民図書館	職員
39		白沢 靖知	浦安市立中央図書館	職員
40		長谷部 麻子	浦安市立中央図書館	職員
41		関崎 通郎	袖ヶ浦市立中央図書館	委員
42	東京都 9	岡 良枝	東京都立中央図書館	職員
43		米長 純子	東京都立中央図書館	職員
44		古峰 実香	東京都立中央図書館	職員
45		浅沼 さゆ子	東京都立多摩図書館	職員
46		中村 美和子	東京都立多摩図書館	職員
47		打越 千恵子	葛飾区立中央図書館	職員
48		白井 早苗	葛飾区立立石図書館	職員
49		横山 容子	葛飾区立水元図書館	職員
50		毛利 和弘	武蔵野市立中央図書館	委員
51		神奈川県 19	鈴木 めぐみ	神奈川県立図書館
52	鈴江 夏		横浜市中心図書館	職員
53	笠原 利恵		横浜市鶴見図書館	職員
54	加納 邦子		横浜市保土ヶ谷図書館	職員
55	梅村 雪枝		横浜市磯子図書館	職員
56	狩野 菜穂子		横浜市磯子図書館	職員
57	櫻井 久美子		横浜市金沢図書館	職員
58	中島 美佐子		横浜市港北図書館	職員
59	浜田 弓子		横浜市港北図書館	職員
60	間藤 法子		横浜市港北図書館	職員
61	山中 由美		横浜市港北図書館	職員
62	富成 千絵		横浜市緑図書館	職員
63	梅藤 智恵		横浜市瀬谷図書館	職員
64	高鋏 直子		横浜市瀬谷図書館	職員
65	利根川 博		逗子市立図書館	職員
66	斎藤 由佳里		秦野市立図書館	委員
67	吉岡 伸恵		秦野市立図書館	職員
68	萩原 郁美		厚木市立中央図書館	職員
69	安井 涼子		葉山町立図書館	職員

令和元年度全国公共図書館協議会表彰候補者名簿

No.	都道府県名	氏名	図書館名	区分
70	新潟県 5	井川 亨子	新潟県立図書館	職員
71		恩田 里士	長岡市立中央図書館	委員
72		淵本 紀子	長岡市立中央図書館	委員
73		松本 和明	長岡市立中央図書館	委員
74		河村 一美	上越市立高田図書館	委員
75	石川県 4	小杉 善嗣	石川県立図書館	委員
76		貫井 正也	石川県立図書館	職員
77		宮本 亜希子	宝達志水町立図書館	委員
78		魚住 慧子	野々市市立図書館	委員
79	山梨県 1	坂本 和代	甲斐市立竜王図書館	職員
80	長野県 1	竹内 みゆき	中野市立図書館	職員
81	岐阜県 2	打保 秀一	高山市図書館	館長
82		早川 美幸	瑞浪市民図書館	職員
83	静岡県 3	江崎 直利	静岡県立中央図書館	委員
84		鈴木 通代	静岡県立中央図書館	委員
85		久永 公子	静岡県立中央図書館	委員
86	愛知県 3	野原 美和	名古屋市楠図書館	職員
87		尾崎 隆爾	西尾市立図書館	委員
88		赤堀 隆	西尾市立図書館	委員
89	滋賀県 3	川瀬 修	長浜市立図書館	館長
90		小北 晶男	多賀町立図書館	館長
91		二井 治美	草津市立図書館	職員
92	京都府 3	仲田 義明	京都市吉祥院図書館	館長
93		三谷 千里	長岡京市立図書館	職員
94		鵜飼 弘子	亀岡市立図書館	職員
95	大阪府 18	北 昌代	大阪府立中之島図書館	職員
96		高萩 綾子	大阪府立中之島図書館	職員
97		春木 優子	堺市立中央図書館	職員
98		三田木 昌子	堺市立中図書館東百舌鳥分館	職員
99		田邊 由美子	堺市立西図書館	職員
100		紀之定 裕子	堺市立南図書館美木多分館	職員
101		岩本 浩子	貝塚市民図書館	職員
102		金輪 恭代	貝塚市民図書館	職員
103		永橋 濟	貝塚市民図書館	職員
104		柳原 博子	貝塚市民図書館	職員

令和元年度全国公共図書館協議会表彰候補者名簿

No.	都道府県名	氏名	図書館名	区分
105	大阪府	玉里良広	茨木市立中央図書館	館長
106		上辻雅子	茨木市立中央図書館	職員
107		川越一平	茨木市立中条図書館	職員
108		加藤由香理	茨木市立庄栄図書館	職員
109		鈴木善勝	富田林市立中央図書館	委員
110		森崎シヅ子	熊取町立熊取図書館	委員
111		森本眞知代	熊取町立熊取図書館	委員
112		山本健慈	熊取町立熊取図書館	委員
113	兵庫県 3	梓加依	宝塚市立中央図書館	委員
114		永尾理恵子	宝塚市立西図書館	職員
115		上杉知子	川西市立中央図書館	職員
116	和歌山県 3	浜部真木子	有田市図書館	委員
117		中松繁夫	御坊市立図書館	委員
118		芹澤重厚	白浜町立図書館	委員
119	鳥取県 1	村上博美	鳥取県立図書館	職員
120	岡山県 4	羽原ひとみ	岡山市立浦安総合公園図書館	職員
121		寺前華奈江	倉敷市立玉島図書館	職員
122		森山康子	倉敷市立水島図書館	職員
123		廣江壽彦	赤磐市立中央図書館	委員
124	広島県 1	池本公二	広島市立安佐南区図書館	館長
125	山口県 1	森川信夫	防府市立防府図書館	館長
126	徳島県 1	湯浅眞智子	牟岐町立図書館	委員
127	香川県 1	粉川泰典	香川県立図書館	職員
128	愛媛県 1	東智子	愛媛県立図書館	職員
129	福岡県 4	瀬尾直美	福岡県立図書館	職員
130		臼井玲子	久留米市立中央図書館	職員
131		遠山潤	久留米市立中央図書館	委員
132		牛尾淳子	田川市立図書館	委員
133	佐賀県 2	石井俊治	嬉野市立図書館	委員
134		城本直子	基山町立図書館	職員
135	長崎県 2	大石妃富美	平戸市立平戸図書館	委員
136		江濱紀佐子	新上五島町立中央図書館	委員
137	鹿児島県 2	山口まゆみ	鹿児島県立図書館	職員
138		泰洋子	瀬戸内町立図書館・郷土館	職員

協議（８）全国公共図書館協議会設立５０周年記念事業について

1 提案

来年度（令和２（２０２０）年度）、全国公共図書館協議会が設立５０周年を迎えることを記念して、以下の事業を実施する。

（１） 記念講演会の実施

総会と同日に開催される研究集会を、記念事業（講演会）にあてる。インターネットライブ中継による会員への同時配信や DVD 等での配布を検討する。

（２） 周年記念誌の作成

周年誌を作成し、令和２（２０２０）年度中に発行、配布する。ウェブサイトでの掲載も行う。内容案は以下のとおり。

- ・ 祝辞、寄稿文
- ・ 沿革（５０年のあゆみ、年表）
- ・ 全公図発行の報告書等の一覧
- ・ 研究集会等の記録

（３） 予算案について

予備費の約６割程度を記念事業の予算に充てる。

予定経費（概算額）	600,000 円
内訳：謝金	150,000 円（講師、最大２名）
印刷・発送	200,000 円（周年誌 300 部発行、都道府県立図書館等へ配布）
動画配信	250,000 円（講演会配信設定、撮影スタッフ等委託）

2 理由・経緯

平成３０年度第２回理事会での聴取事項として、５０周年記念行事実施の可否及び実施内容について書面にてお諮りした。（別紙 参照）

寄せられた回答、意見をまとめた結果、何らかの形で周年記念事業を行うべきだという意見が大半を占めた（２８回答中２４回答）。ただ各図書館や事務局の負担にならない範囲でとの意見も多数いただいた。

記念講演会等の内容については、シンポジウムやパネル・ディスカッションではなく、通常の研究集会と同等の講演会を行うのが妥当との意見が多かった。また、周年誌の作成については賛成が大半を占め、情報の散逸を防ぐためにも作成が必要との意見もあった。

予算については、このための臨時徴収は難しいことから、予備費の６割程度を使用する規模で予算案を組むこととしたい。

平成30年度全公図第2回理事会における50周年記念事業に関する聴取結果

全国公共図書館協議会設立50周年記念事業について、以下の御意見をいただきました。

1 周年記念事業の実施について		
実施すべき	24	
実施すべきでない	3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 記念事業を行うより、協議会の設立意義に立ち返り、協議会のあり方を見直すべき。 ・ 大阪府は周年事業を基本的に実施していないため。 ・ 予備費の維持を優先すべきである。また、記念事業は、特別に費用を徴収してまで開催する意義はないと考える。
その他	1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成27年度第2回理事会での協議を踏まえた事項のため、実施する方向の提案であると考えます。

2 記念講演会等の実施について

具体的な内容	回答	御意見
ア 記念講演	14	<ul style="list-style-type: none"> ・候補者：前川恒雄氏、長尾真氏 ・[講師案] 山本 順一（桃山学院大学経営学部教授） [テーマ案]「これからの公共図書館」 これまで図書館が担ってきた役割を踏まえて、図書館の果たすべき役割やこれからの図書館像とそこへの道筋を考える。また、各自治体の財政状況が厳しい中、サービスの質を維持していくためにどういうことがすべきか等ご講演いただきたい。 ・[講師案] 片山善博氏（元鳥取県知事・早稲田大学教授） [テーマ案]「地方自治と図書館」 ・通常の研究会の講演会とする。 ・すでに様々な組織等で講演会やシンポジウム等、情報交換・情報共有、資質向上の機会があるため、同様の事業を増やすより 2020 年度全国公共図書館協議会研究会(講演会)と兼ねて実施し、各図書館や事務局の負担とならない形で実施できるとよい。 ・事務局に一任します。 ・変化の激しい時代に、公共図書館がどんな役割を実際に果たすべきかを参加者が意識できる内容として欲しい。(シンポジウム等の場合も同様)
	2 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・急速に進む情報化社会の中での今後の公共図書館の役割 など
イ シンポジウム・フォーラム	5	<ul style="list-style-type: none"> ・未来に向けた図書館（展望） ・図書館の可能性について(人材・情報拠点の図書館が社会変革を可能にしたいと思います。) ・時宜を得たものなら、テーマには、こだわらない。 ・分科会も開催されてはどうか ・公共図書館の現状と課題、将来像
	1 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館の歴史—1970 年「市民の図書館」から 50 年 提供資料やサービスの変遷など様々な切り口で振り返る ・人生 100 年時代の多世代図書館のあり方、これからの図書館のあり方 ・公共図書館の活動と出版
ウ パネル・ディスカッション	1	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館が持つ課題や今後の方向性に関するテーマ
	2	<ul style="list-style-type: none"> ・研究会で対応できる内容と思われるため、あまり必要性を感じません。 ・予算の範囲内でいずれも可
無回答	2	<ul style="list-style-type: none"> ・研究会で対応できる内容と思われるため、あまり必要性を感じません。 ・予算の範囲内でいずれも可

※ 2 項目を選択

3 周年誌の作成について

	御意見
周年誌発行について	<ul style="list-style-type: none"> ・内容案で検討の上、作成をお願いします。 ・1回きりの記念講演よりも、後に残る周年誌のみでよいのではないかと。 ・紙ベースの作成は少数とし、代替として電子ファイルで会員に配布すれば、予算面でも費用の抑制が可能になると思います。 ・情報の散逸を防ぐため、周年誌の作成は必要と感じています。
周年誌内容について	<ul style="list-style-type: none"> ・後々に貴重な記録となると考えられるので、沿革(50年の歩み)や、報告書等の一覧、記念講演会等の記録を充実してほしい。 ・予算が限られている中ですので、祝辞・寄稿といった形式的なものよりは、活動記録などの内容充実に関心を持っていただければありがたいと存じます。 ・周年誌の内容については、<内容案>で示されている以外に、過去の全公図表彰受賞者を収録していただきたい。 ・寄稿や沿革を中心に、未来に向け参考となるものを希望する
その他の意見	<ul style="list-style-type: none"> ・周年誌の作成は不要。

4 予算（予備費の中から対応することについて）

	回答	御意見
予備費の4割	7	
予備費の6割	10	<ul style="list-style-type: none"> ・Webへの掲載を行うのであれば、都道府県までの配布が良いと考えます。 ・記念誌印刷・発送に係る経費割合をどうするのがポイントだと考えるため、全国公共図書館協議会が発行した印刷物(例えば調査研究報告書)をどの程度配布しているか等も参考にして対応して欲しい。 ・50年という節目ですので何らかの記念行事は必要であると思います。予備費があるということですので、有効に活用出来たらよいと思いました。
予備費の9割	4	<ul style="list-style-type: none"> ・周年誌の形態等は一任いたしますが、この機会を捉えてできる限り広く頒布し、団体の設置意義等をあらためて内外に示すことができると考えます。 ・予算については、記念誌を幅広く配布すべきと考え、予備費の9割程度とした。
その他	3	<ul style="list-style-type: none"> ・謝金は通常の事業費(1名分)とし、記念誌(1,500部)のみにすれば予算も押さえられる。 ・周年誌を作成し無料配布するのであれば、印刷代だけでも最低50万円は必要と思われます。周年誌を予約限定で販売するのであれば、予備費の4割以下でも実施できると思われます。 ・お任せ致します。
無回答	1	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局に一任します。

5 その他

全国数か所の会場をつないでテレビディスカッション等

報告（１） 「図書館の障害者サービスにおける著作権法第 37 条第 3 項に基づく著作物の複製等に関するガイドライン」の改定について

公益社団法人日本図書館協会から、別紙のとおり「図書館の障害者サービスにおける著作権法第 37 条第 3 項に基づく著作物の複製等に関するガイドライン」の改定についての承認依頼があった。

改定の基本方針

- ① 2018 年 5 月の著作権法改正内容に沿った訂正を行う
- ② 頻繁に変更・更新される「別表 3」をガイドラインの本編から外し、日本図書館協会ホームページ内に掲載する

このことについて、5 月 24 日の第 1 回理事会の承認を得て、5 月 31 日に日本図書館協会へ改定案承認の回答を送付した。



2019年4月19日

図書館における著作物の利用に関する当事者協議会
参加団体各位

公益社団法人日本図書館協会

理事長 森 茜

(資料作成責任者 著作権委員会委員長 小池信彦

障害者サービス委員会委員長 佐藤聖一)

「図書館の障害者サービスにおける著作権法第37条第3項に基づく
著作物の複製等に関するガイドライン」の改定の趣旨と改定内容について

皆様におかれましては、日頃より図書館活動にご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

2010年2月18日に「図書館における著作物の利用に関する当事者協議会*」のご協力により、「図書館の障害者サービスにおける著作権法第37条第3項に基づく著作物の複製等に関するガイドライン」(以下、「ガイドライン」)を作成し、それに基づく運用に努めてまいりました。お陰様で、全国の図書館等ではこのガイドラインによる円滑な運用を行うことができています。

ご存知のように、2018年5月に著作権法第37条第3項の一部が改正され、ガイドラインもそれに合わせた修正が必要であると考えています。

そこで、お忙しいところ恐縮ですが、この説明資料と改定ガイドライン案をご検討いただき、ガイドラインの改定とその発表についてご了解くださるようお願い申し上げます。

なお、必要により、説明に赴くことや、会議を開くことも行いますので、合わせてご検討ください。

*「図書館における著作物の利用に関する当事者協議会」参加団体

(1) 図書館関係団体

国公立大学図書館協力委員会

公益社団法人全国学校図書館協議会

全国公共図書館協議会

専門図書館協議会

公益社団法人日本図書館協会

(2) 権利者側団体

一般社団法人学術著作権協会

一般社団法人 出版者著作権管理機構

一般社団法人日本映像ソフト協会

一般社団法人日本書籍出版協会
公益社団法人日本文藝家協会

(3) オブザーバー出席団体

一般社団法人日本雑誌協会
一般社団法人日本新聞協会
公益社団法人日本複製権センター
国立国会図書館
日本看護図書館協会

1 ガイドライン作成とその改定の目的

2009年6月の著作権法第37条第3項の大幅な改正を受け、図書館等におけるその運用を適切に行うため、「図書館における著作物の利用に関する当事者協議会」の下に「障害者サービスワーキングチーム」を設置し、検討の後表記ガイドラインを作成・公開して広く活用してきた。この間、ガイドラインの運用で特に問題が生じたことはない。

その後、2018年5月に著作権法第37条第3項の一部が改正され、ガイドラインもその内容に即した改定が必要となっている。

そこで、主に2018年5月の法改正の内容に沿ったガイドラインの改定をしたい。

2 ガイドラインの改定部分

(1) 基本方針

ア 2018年5月の法改正内容に沿った訂正を行う。

イ 別表3「著作権法第37条第3項ただし書該当資料確認リスト」(録音図書等の障害者が使える形式の資料を販売している出版社等のリスト)は、連絡先やホームページアドレスなどが頻繁に変更になるため、ガイドラインの本編から外して、新たに日本図書館協会ホームページ内に掲載する。また、適宜確認修正を日本図書館協会で行う。

(2) 具体的改定内容(別紙、新旧対象表も参照してください)

ア 対象利用者の拡大に関する部分(以下の法律の条文に合わせて変更)

旧:「視覚障害者その他視覚による表現の認識に障害のある者(以下この項及び第二条第四項において「視覚障害者等」という。)」

新:「視覚障害その他の障害により視覚による表現の認識が困難な者(以下この項及び第二条第四項において「視覚障害者等」という。)」

また、ガイドライン文中では、場所により条文に合わせて「視覚障害者等」と表記。

イ 提供方法の拡大に関する部分

旧：「複製し、又は自動公衆送信（送信可能化を含む。）を行うことができる。」

新：「複製し、又は公衆送信を行うことができる。」

ウ 別表3の掲載場所変更に関する部分

ガイドライン本編には別表3の名称のみを残し、実際には日本図書館協会ホームページ内の指定ページで公開、更新していくことを明示する。

3 新旧対象表

別紙・資料1を参照ください。

4 ガイドライン改定版

別紙案1（別表3の最新データを含む）を参照ください。

5 回答用紙

別紙回答用紙にて、ご回答いただけましたら幸いです。

下記問い合わせ先へ、ご郵送もしくはFAX、メールにてご返送ください。

なお、お忙しいところ恐縮ではございますが、5月31日（金）頃までにご回答いただけましたら幸いです。

問い合わせ先

公益社団法人日本図書館協会著作権委員会事務局（稲場）

〒104-0033 東京都中央区新川 1-11-14

TEL 03-3523-0816 FAX 03-3523-0841

MAIL inaba@jla.or.jp

「図書館の障害者サービスにおける著作権法第 37 条第 3 項に基づく著作物の複製等に関するガイドライン」改定案 新旧対照表

変更案	現行	備考
<p>図書館の障害者サービスにおける著作権法第 37 条第 3 項に基づく著作物の複製等に関するガイドライン</p> <p>2010 年 2 月 18 日 2013 年 9 月 2 日別表一部修正 2019 年 月 日法改正に合わせて一部改定 国公立大学図書館協力委員会 (公社) 全国学校図書館協議会 全国公共図書館協議会 専門図書館協議会 <u>(公社)</u> 日本図書館協会</p> <p>(目的)</p> <p>1 このガイドラインは、著作権法第 37 条第 3 項に規定される権利制限に基づいて、<u>「視覚障害その他の障害により視覚による表現の認識が困難な者」(以下このガイドラインにおいて「視覚障害者等」という)</u>に対して図書館サービスを実施しようとする図書館が、著作物の複製、譲渡、<u>公衆送信</u>を行う場合に、その取り扱いの指針を示すことを目的とする。</p> <p>(経緯)</p> <p>2 2009 (平成 21) 年 6 月 19 日に公布された著作権法の一部を改正する法律 (平成 21 年法律第 53 号) が、一部を除き 2010 (平成 22) 年 1 月 1 日から施行された。図書館が、法律改正の目的を達成し、法的確な運用を行うためには、「図書館における著作物の利用に関する当事者協議会」を構成する標記図書館団体 (以下「図書館団体」という。) は、ガイドラインの策定が必要であるとの意見でまとまった。そのため、</p>	<p>図書館の障害者サービスにおける著作権法第 37 条第 3 項に基づく著作物の複製等に関するガイドライン</p> <p>2010 年 2 月 18 日 2013 年 9 月 2 日別表一部修正 国公立大学図書館協力委員会 (公社) 全国学校図書館協議会 全国公共図書館協議会 専門図書館協議会 <u>(社)</u> 日本図書館協会</p> <p>(目的)</p> <p>1 このガイドラインは、著作権法第 37 条第 3 項に規定される権利制限に基づいて、<u>視覚障害者等</u>に対して図書館サービスを実施しようとする図書館が、著作物の複製、譲渡、<u>自動公衆送信</u>を行う場合に、その取り扱いの指針を示すことを目的とする。</p> <p>(経緯)</p> <p>2 2009 (平成 21) 年 6 月 19 日に公布された著作権法の一部を改正する法律 (平成 21 年法律第 53 号) が、一部を除き 2010 (平成 22) 年 1 月 1 日から施行された。図書館が、法律改正の目的を達成し、法的確な運用を行うためには、「図書館における著作物の利用に関する当事者協議会」を構成する標記図書館団体 (以下「図書館団体」という。) は、ガイドラインの策定が必要であるとの意見でまとまった。そのため、</p>	<p>「(社)」を「(公社)」に変更。</p> <p>1 「視覚障害者等」を「視覚障害その他の障害により視覚による表現の認識が困難な者」(以下このガイドラインにおいて「視覚障害者等」という)に変更。</p> <p>改正条文に合わせて「自動公衆送信」を「公衆送信」に変更。</p> <p>2 平成 30 年度の著作権法改正によるガイドラインの修正の経過を追加。</p>

<p>図書館団体は、著作者の権利に留意しつつ図書館利用者の便宜を図るために、同協議会を構成する権利者団体（以下「権利者団体」という。）と協議を行い、権利団体の理解の下にこのガイドラインを策定することとした。</p> <p>また、2018（平成30）年5月25日に公布された著作権法の一部を改正する法律（平成30年法律第30号）（平成31年1月1日施行）に合わせ、ガイドラインの一部を修正することとした。</p> <p>（本ガイドラインの対象となる図書館）</p> <p>3 このガイドラインにおいて、図書館とは、著作権法施行令第2条第1項各号に定める図書館をいう。</p> <p>（資料を利用できる者）</p> <p>4 著作権法第37条第3項により複製された資料（以下「視覚障害者等用資料」という。）を利用できる「<u>視覚障害者等</u>」とは、別表1に例示する状態にあつて、視覚著作物をそのままの方式では利用することが困難な者をいう。</p> <p>5 前項に該当する者が、図書館において視覚障害者等用資料を利用しようとする場合は、一般の利用者登録とは別の登録を行う。その際、図書館は別表2「利用登録確認項目リスト」を用いて、前項に該当することについて確認する。当該図書館に登録を行っていない者に対しては、図書館は視覚障害者等用資料を利用に供さない。</p>	<p>図書館団体は、著作者の権利に留意しつつ図書館利用者の便宜を図るために、同協議会を構成する権利者団体（以下「権利者団体」という。）と協議を行い、権利者団体の理解の下にこのガイドラインを策定することとした。</p> <p>（本ガイドラインの対象となる図書館）</p> <p>3 このガイドラインにおいて、図書館とは、著作権法施行令第2条第1項各号に定める図書館をいう。</p> <p>（資料を利用できる者）</p> <p>4 著作権法第37条第3項により複製された資料（以下「視覚障害者等用資料」という。）を利用できる「<u>視覚障害者その他視覚による表現の認識に障害のある者</u>」とは、別表1に例示する状態にあつて、視覚著作物をそのままの方式では利用することが困難な者をいう。</p> <p>5 前項に該当する者が、図書館において視覚障害者等用資料を利用しようとする場合は、一般の利用者登録とは別の登録を行う。その際、図書館は別表2「利用登録確認項目リスト」を用いて、前項に該当することについて確認する。当該図書館に登録を行っていない者に対しては、図書館は視覚障害者等用資料を利用に供さない。</p>	<p>3 変更なし</p> <p>4 「視覚障害者その他視覚による表現の認識に障害のある者」を「視覚障害者等」に変更。</p> <p>5 変更なし</p>
--	--	---

<p>(図書館が行う複製(等)の種類)</p> <p>6 著作権法第37条第3項にいう「当該視覚障害者等が利用するために必要な方式」とは、次に掲げる方式等、視覚障害者等が利用しようとする当該視覚著作物にアクセスすることを保障する方式をいう。</p> <p>録音、拡大文字、テキストデータ、マルチメディアデイジー、布の絵本、触図・触地図、ピクトグラム、リライト(録音に伴うもの、拡大に伴うもの)、各種コード化(SPコードなど)、映像資料のサウンドを映像の音声解説とともに録音すること等</p> <p>(図書館間協力)</p> <p>7 視覚障害者等のための複製(等)が重複することのむだを省くため、視覚障害者等用資料の図書館間の相互貸借は積極的に行われるものとする。また、それを円滑に行うための体制の整備を図る。</p> <p>(複製の品質)</p> <p>8 図書館は第6項に示す複製(等)の質の向上に努める。そのために図書館は担当者の研修を行い、技術水準の維持を確保する。図書館団体は、研修に関して積極的に支援する。</p> <p>(市販される資料との関係)</p> <p>9 著作権法第37条第3項ただし書に関して、図書館は次のように取り扱う。</p> <p>(1) 市販されるもので、次のa)～d)に示すものは、著作権法第37条第3項ただし書に該当しないものとする。</p> <p>a) 当該視覚著作物の一部分を提供する</p>	<p>(図書館が行う複製(等)の種類)</p> <p>6 著作権法第37条第3項にいう「当該視覚障害者等が利用するために必要な方式」とは、次に掲げる方式等、視覚障害者等が利用しようとする当該視覚著作物にアクセスすることを保障する方式をいう。</p> <p>録音、拡大文字、テキストデータ、マルチメディアデイジー、布の絵本、触図・触地図、ピクトグラム、リライト(録音に伴うもの、拡大に伴うもの)、各種コード化(SPコードなど)、映像資料のサウンドを映像の音声解説とともに録音すること等</p> <p>(図書館間協力)</p> <p>7 視覚障害者等のための複製(等)が重複することのむだを省くため、視覚障害者等用資料の図書館間の相互貸借は積極的に行われるものとする。また、それを円滑に行うための体制の整備を図る。</p> <p>(複製の品質)</p> <p>8 図書館は第6項に示す複製(等)の質の向上に努める。そのために図書館は担当者の研修を行い、技術水準の維持を確保する。図書館団体は、研修に関して積極的に支援する。</p> <p>(市販される資料との関係)</p> <p>9 著作権法第37条第3項ただし書に関して、図書館は次のように取り扱う。</p> <p>(1) 市販されるもので、次のa)～d)に示すものは、著作権法第37条第3項ただし書に該当しないものとする。</p> <p>a) 当該視覚著作物の一部分を提供する</p>	<p>6 変更なし</p> <p>7 変更なし</p> <p>8 変更なし</p>
---	---	---

<p>もの</p> <p>b) 録音資料において、朗読する者が演劇のように読んだり、個々の独特の表現方法で読んでいるもの</p> <p>c) 利用者の要求がデイジー形式の場合、それ以外の方式によるもの</p> <p>d) インターネットのみでの販売などで、視覚障害者等が入手しにくい状態にあるもの（ただし、当面の間に限る。また、図書館が入手し障害者等に提供できるものはこの限りでない。）</p> <p>(2) 図書館は、第6項に示す複製（等）を行おうとする方式と同様の方式による市販資料の存在を確認するため、別表3を参照する。当該方式によるオンデマンド出版もこれに含む。なお、個々の情報については、以下に例示するように具体的にどのような配慮がなされているかが示されていることを要件とする。</p> <p>また、販売予定（販売日を示したもの）も同様に扱う。</p> <p>（資料種別と具体的配慮内容）</p> <p>例：音声デイジー、マルチメディアデイジー（収録データ形式）、大活字図書（字体とポイント数）、テキストデータ、触ってわかる絵本、リライト</p> <p>(3) 前記（2）の販売予定の場合、販売予告提示からその販売予定日が1か月以内までのものを「提供または提示された資料」として扱う。ただし、予定販売日を1か月を超えても販売されていない場合は、図書館は第6項に示す複製（等）を開始することができる。</p>	<p>もの</p> <p>b) 録音資料において、朗読する者が演劇のように読んだり、個々の独特の表現方法で読んでいるもの</p> <p>c) 利用者の要求がデイジー形式の場合、それ以外の方式によるもの</p> <p>d) インターネットのみでの販売などで、視覚障害者等が入手しにくい状態にあるもの（ただし、当面の間に限る。また、図書館が入手し障害者等に提供できるものはこの限りでない。）</p> <p>(2) 図書館は、第6項に示す複製（等）を行おうとする方式と同様の方式による市販資料の存在を確認するため、別表3を参照する。当該方式によるオンデマンド出版もこれに含む。なお、個々の情報については、以下に例示するように具体的にどのような配慮がなされているかが示されていることを要件とする。</p> <p>また、販売予定（販売日を示したもの）も同様に扱う。</p> <p>（資料種別と具体的配慮内容）</p> <p>例：音声デイジー、マルチメディアデイジー（収録データ形式）、大活字図書（字体とポイント数）、テキストデータ、触ってわかる絵本、リライト</p> <p>(3) 前記（2）の販売予定の場合、販売予告提示からその販売予定日が1か月以内までのものを「提供または提示された資料」として扱う。ただし、予定販売日を1か月を超えても販売されていない場合は、図書館は第6項に示す複製（等）を開始することができる。</p>	
--	--	--

<p>(4) 図書館が視覚障害者等用資料の複製（等）を開始した後に販売情報が出された場合であっても、図書館は引き続き当該複製（等）を継続し、かつ複製物の提供を行うことができる。ただし、<u>公衆送信</u>は中止する。</p> <p>(ガイドラインの見直し)</p> <p>10 本ガイドラインは、社会状況の変化等に応じて随時見直し、改訂を行う。その際は、「図書館における著作物の利用に関する当事者協議会」における検討を尊重する。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>(4) 図書館が視覚障害者等用資料の複製（等）を開始した後に販売情報が出された場合であっても、図書館は引き続き当該複製（等）を継続し、かつ複製物の提供を行うことができる。ただし、<u>自動公衆送信</u>は中止する。</p> <p>(ガイドラインの見直し)</p> <p>10 本ガイドラインは、社会状況の変化等に応じて随時見直し、改訂を行う。その際は、「図書館における著作物の利用に関する当事者協議会」における検討を尊重する。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>9(4) 「自動公衆送信」を「公衆送信」に変更</p> <p>10 変更なし</p>																								
<p>別表1</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>視覚障害</td> <td>発達障害</td> </tr> <tr> <td>聴覚障害</td> <td>学習障害</td> </tr> <tr> <td>肢体障害</td> <td>いわゆる「寝たきり」の状態</td> </tr> <tr> <td>精神障害</td> <td>一過性の障害</td> </tr> <tr> <td>知的障害</td> <td>入院患者</td> </tr> <tr> <td>内部障害</td> <td>その他図書館が認めた障害</td> </tr> </table>	視覚障害	発達障害	聴覚障害	学習障害	肢体障害	いわゆる「寝たきり」の状態	精神障害	一過性の障害	知的障害	入院患者	内部障害	その他図書館が認めた障害	<p>別表1</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>視覚障害</td> <td>発達障害</td> </tr> <tr> <td>聴覚障害</td> <td>学習障害</td> </tr> <tr> <td>肢体障害</td> <td>いわゆる「寝たきり」の状態</td> </tr> <tr> <td>精神障害</td> <td>一過性の障害</td> </tr> <tr> <td>知的障害</td> <td>入院患者</td> </tr> <tr> <td>内部障害</td> <td>その他図書館が認めた障害</td> </tr> </table>	視覚障害	発達障害	聴覚障害	学習障害	肢体障害	いわゆる「寝たきり」の状態	精神障害	一過性の障害	知的障害	入院患者	内部障害	その他図書館が認めた障害	<p>別表1 変更なし</p>
視覚障害	発達障害																									
聴覚障害	学習障害																									
肢体障害	いわゆる「寝たきり」の状態																									
精神障害	一過性の障害																									
知的障害	入院患者																									
内部障害	その他図書館が認めた障害																									
視覚障害	発達障害																									
聴覚障害	学習障害																									
肢体障害	いわゆる「寝たきり」の状態																									
精神障害	一過性の障害																									
知的障害	入院患者																									
内部障害	その他図書館が認めた障害																									
<p>別表2</p> <p>※ガイドラインに基づき、図書館職員が<u>「視覚障害その他の障害により視覚による表現の認識が困難な者」</u>を判断するための一助としてこのリストを作成する。以下の項目のいずれかに該当する場合は、図書館の障害者サービスの利用者として登録ができる。(本人以外の家族等代理人によるものも含む)</p>	<p>別表2</p> <p>※ガイドラインに基づき、図書館職員が<u>「視覚による表現の認識に障害のある者」</u>を判断するための一助としてこのリストを作成する。以下の項目のいずれかに該当する場合は、図書館の障害者サービスの利用者として登録ができる。(本人以外の家族等代理人によるものも含む)</p>	<p>別表2 「視覚による表現の認識に障害のある者」を「視覚障害その他の障害により視覚による表現の認識が困難な者」に変更。</p> <p>別表2は、この表だけで使用する場合がありますため、略せずに表記した。</p>																								

利用登録確認項目リスト

チェック欄	確認事項
	身体障害者手帳の所持 [] 級 (注)
	精神保健福祉手帳の所持 [] 級
	療育手帳 (愛の手帳) の所持 [] 級
	医療機関・医療従事者からの証明書がある
	福祉窓口等から障害の状態を示す文書がある
	学校・教師から障害の状態を示す文書がある
	職場から障害の状態を示す文書がある
	学校における特別支援を受けているか受けていた
	福祉サービスを受けている
	ボランティアのサポートを受けている
	家族やヘルパーに文書類を読んでもらっている
	活字をそのままの大きさでは読めない
	活字を長時間集中して読むことができない
	目で読んでも内容が分からない、あるいは内容を記憶できない
	身体の病状状態やまひ等により、資料を持ちたりページをめくったりできない
	その他、原本をそのままの形では利用できない

注 (身体障害者手帳における障害の種類) 視覚、聴覚、平衡、音声、言語、咀嚼、上肢、下肢、体幹、運動-上肢、運動-移動、心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸、免疫など (身体障害者福祉法別表による)

別表 3

「著作権法第 37 条第 3 項ただし書該当資料確認リスト」は、日本図書館協会のサイトに、最新のを掲載する。

(HP アドレスを記載)

日本図書館協会は、その情報を適時確認し更新を行う。出版社などが新たに販売を開始した場合は日本図書館協会に連絡することにより、このリストに掲載することができる。

(以下は日本図書館協会内のホームページに掲載する)

(資料)

利用登録確認項目リスト

チェック欄	確認事項
	身体障害者手帳の所持 [] 級 (注)
	精神保健福祉手帳の所持 [] 級
	療育手帳 (愛の手帳) の所持 [] 級
	医療機関・医療従事者からの証明書がある
	福祉窓口等から障害の状態を示す文書がある
	学校・教師から障害の状態を示す文書がある
	職場から障害の状態を示す文書がある
	学校における特別支援を受けているか受けていた
	福祉サービスを受けている
	ボランティアのサポートを受けている
	家族やヘルパーに文書類を読んでもらっている
	活字をそのままの大きさでは読めない
	活字を長時間集中して読むことができない
	目で読んでも内容が分からない、あるいは内容を記憶できない
	身体の病状状態やまひ等により、資料を持ちたりページをめくったりできない
	その他、原本をそのままの形では利用できない

注 (身体障害者手帳における障害の種類) 視覚、聴覚、平衡、音声、言語、咀嚼、上肢、下肢、体幹、運動-上肢、運動-移動、心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸、免疫など (身体障害者福祉法別表による)

別表 3 著作権法第 37 条第 3 項ただし書該当資料確認リスト

利用登録確認項目リストの変更なし

別表 3 別表 3 の前文に追加の文言を掲載する。
日本図書館協会サイトに掲載する
「著作権法第 37 条第 3 項ただし書該当資料確認リスト」の HP アドレスを入れ、
「著作権法第 37 条第 3 項ただし書該当資料確認リスト」自体は、ガイドラインから削除。

<p>別表 3 著作権法第 37 条第 3 項ただし書該当資料 確認リスト</p> <p style="text-align: right;"><u>2019 年〇月〇日現在</u></p> <p><u>このリストは、「図書館の障害者サービスにおける著作権法第 37 条第 3 項に基づく著作物の複製等に関するガイドライン」に基づき、視覚障害者等用資料を販売している出版社等の一覧を日本図書館協会が作成して提供するものです。視覚障害者等用資料の作製および公衆送信を行う場合に、同様のものが販売等されていないことを確認するためにご活用ください。</u></p> <p><u>なお、視覚障害者等用資料を販売されている出版社等で、下記のリストに掲載がない場合は掲載をさせていただきたいので、お手数ですが日本図書館協会までお知らせいただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。</u></p> <p><u>*連絡先 日本図書館協会</u> <u>〒104-0033 東京都中央区新川 1-11-14</u> <u>TEL:03-3523-0811 FAX:03-3523-0841</u> <u>お問い合わせ</u> <u>https://www.jla.or.jp/inquiry/tabid/76/Default.aspx</u></p>		<p>「著作権法第 37 条第 3 項ただし書該当資料確認リスト」を掲載するサイトを日本図書館協会の HP 内に作成する。必要により年に 1 回以上見直しを行い、更新する。更新をしたら年月日を記載とする。</p> <p>視覚障害者等用資料を作成している出版社で「著作権法第 37 条第 3 項ただし書該当資料確認リスト」に掲載がない出版社に向け、掲載の呼びかけを行う文言を入れ、日本図書館協会の連絡先を掲載する。</p>
---	--	--

1. 録音資料

(1) 音声デジター・マルチメディアデジター

出版社名	電話番号	ホームページ
(株) 音訳サービスJ	045-441-1674	https://onyakuj.com/index.php
桜雲会	03-5337-7866	http://ounkai.jp/publicsh/daisy/

(2) オーディオブック

出版社名	電話番号	ホームページ
(株) 音訳サービスJ	045-441-1674	http://onyakuj.com/index.php
(株) 東京エーヴィセンター	03-3833-1705	https://www.tavc.co.jp/朗読ライブラリー/
ことのは出版(株)	FAX 045-316-8037	http://www.kotonoha.co.jp
(社福) 埼玉福祉会サイフク AVライブラリーオンライン	048-485-1277	http://www.saifuku-av.com/index2.html
桜雲会	03-5337-7866	http://ounkai.jp/publicsh/audio1/

2. 大活字資料

出版社名	電話番号	ホームページ
(NPO 法人) 大活字文化普及協会	03-5282-4361	http://www.daikatsuji.co.jp/
(社福) 埼玉福祉会	048-481-2188	https://www.saifuku.com/anna/i/
(有) 読書工房	03-5988-9160	http://www.d-kobo.jp

3. テキストデータ

出版社名	電話番号	ホームページ
(有) 読書工房	03-5988-9160	https://www.d-kobo.jp/

テキストデータは、決まった出版社が直接販売するケースはほとんどありません。しかし、障害者等が書籍を購入した時に出版社に申し出るとデータがもらえるケースがあります。書籍の奥付などにそのような表示がある場合はテキストデータも合わせて販売しているものと判断します。

上記のほか、販売されている視覚障害者等向けの出版物は、全国視覚障害者情報提供施設協会が運営する「サピエ図書館」(<http://library.sapie.or.jp>)にて、検索ができます。

検索方法は、サピエ図書館の「詳細検索」にて「検索対象の指定」－「目録種別」－「出版」に設定し、検索語(タイトル、著者名、出版者名など)を入力してください。

1. 録音資料

(1) 様々な出版社の刊行物のオーディオ出版

出版社名	電話番号	HP
(有) オフィス・コア	045-263-1585	http://www2.odn.ne.jp/~aac32320/
(株) 音訳サービスJ	045-441-1674	http://onyakuj.com/index.php
一輪堂	03-3368-7089	http://www.itirindo.com/
(株) 東京エーヴィセンター	03-3833-1705	http://www.tavc.co.jp/
ことのは出版(有)		http://www.kotonoha.co.jp
(株) 権造録音図書	045-680-1767	http://www3a.biglobe.ne.jp/~vrt/

(2) 自社出版物のオンデマンドDAISY出版

問合せ先(委託製作) テープ版読者会 <http://mimitoku.org/contact.html>
03-3397-5705 e-mail: tapeban-dokusvakai@tea.ocn.ne.jp

(株) 金曜日	03-3221-8521	http://www.kinyobi.co.jp/publish/publish_list.php?m=2
嵐花舎 (まのななしゃ)	03-5609-8110	http://kinohana.la.coccan.jp/entrance.html
合同出版(株)	03-3294-3506	http://www.godo-shuppan.co.jp/index.php
(株) セツ書館	03-3818-9311	http://www.pen.co.jp/
(株) 影書屋	03-5907-6755	http://www.kageshobo.co.jp/
(株) すいぶん舎	03-5259-6060	—
(有) 創出版	03-3225-1413	http://www.tsukuru.co.jp/

2. 大活字資料 (オンデマンド含む)

(株) 大活字	03-5282-4361	http://www.daikatsuji.co.jp/
(社福) 埼玉福祉会	048-481-2181	http://www.saifuku.com/anna/
(有) 読書工房	03-5988-9160	http://www.d-kobo.jp/
(株) 講談社	0120-298-956	http://www.bookpark.ne.jp/kodh/

3. テキストデータ

(有) 読書工房	03-5988-9160	http://www.d-kobo.jp/
バリアフリー資料リソースセンター	—	http://www.best-mpo.com/brc/data/

上記のほか、全国視覚障害者情報提供施設協会が運営する「サピエ図書館」(<http://library.sapie.or.jp>)で、各種視覚障害者等用資料の出版物を検索できる。

廃業や休眠状態などの会社名を削除。刊行している出版社等を追加。

テキストデータについての注意事項を追加。

出版社毎では調べられない視覚障害者等向けの出版物の検索方法について、調べ方を具体的に掲載。

図書館の障害者サービスにける著作権法第 37 条第 3 項に基づく
著作物の複製等に関するガイドライン

2010 年 2 月 18 日

2013 年 9 月 2 日別表一部修正

2019 年 月 日法改正に合わせて一部改定

国公立大学図書館協力委員会

(公社) 全国学校図書館協議会

全国公共図書館協議会

専門図書館協議会

(公社) 日本図書館協会

(目的)

- 1 このガイドラインは、著作権法第 37 条第 3 項に規定される権利制限に基づいて、「視覚障害その他の障害により視覚による表現の認識が困難な者」(以下このガイドラインにおいて「視覚障害者等」という)に対して図書館サービスを実施しようとする図書館が、著作物の複製、譲渡、公衆送信を行う場合に、その取り扱いの指針を示すことを目的とする。

(経緯)

- 2 2009 (平成 21) 年 6 月 19 日に公布された著作権法の一部を改正する法律 (平成 21 年法律第 53 号) が、一部を除き 2010 (平成 22) 年 1 月 1 日から施行された。図書館が、法律改正の目的を達成し、法の的確な運用を行うためには、「図書館における著作物の利用に関する当事者協議会」を構成する標記図書館団体 (以下「図書館団体」という) は、ガイドラインの策定が必要であるとの意見でまとまった。そのため、図書館団体は、著作者の権利に留意しつつ図書館利用者の便宜を図るために、同協議会を構成する権利者団体 (以下「権利者団体」という) と協議を行い、権利団体の理解の下にこのガイドラインを策定することとした。

また、2018 (平成 30) 年 5 月 25 日に公布された著作権法の一部を改正する法律 (平成 30 年法律第 30 号) (平成 31 年 1 月 1 日施行) に合わせ、ガイドラインの一部を修正することとした。

(本ガイドラインの対象となる図書館)

- 3 このガイドラインにおいて、図書館とは、著作権法施行令第 2 条第 1 項各号に定める図書館をいう。

(資料を利用できる者)

- 4 著作権法第 37 条第 3 項により複製された資料 (以下「視覚障害者等用資料」という) を利用できる「視覚障害者等」とは、別表 1 に例示する状態にあつて、視覚著作物をそのままの方式では利用することが困難な者をいう。

- 5 前項に該当する者が、図書館において視覚障害者等用資料を利用しようとする場合は、一般の利用者登録とは別の登録を行う。その際、図書館は別表 2「利用登録確認項目リスト」を用いて、前項に該当することについて確認する。当該図書館に登録を行っていない者に対しては、図書館は視覚障害者等用資料を利用に供さない。

(図書館が行う複製(等)の種類)

- 6 著作権法第 37 条第 3 項にいう「当該視覚障害者等が利用するために必要な方式」とは、次に掲げる方式等、視覚障害者等が利用しようとする当該視覚著作物にアクセスすることを保障する方式をいう。

録音、拡大文字、テキストデータ、マルチメディアデジター、布の絵本、触図・触地図、ピクトグラム、リライト(録音に伴うもの、拡大に伴うもの)、各種コード化(SP コードなど)、映像資料のサウンドを映像の音声解説とともに録音すること等

(図書館間協力)

- 7 視覚障害者等のための複製(等)が重複することのむだを省くため、視覚障害者等用資料の図書館間の相互貸借は積極的に行われるものとする。また、それを円滑に行うための体制の整備を図る。

(複製の品質)

- 8 図書館は第 6 項に示す複製(等)の質の向上に努める。そのために図書館は担当者の研修を行い、技術水準の維持を確保する。図書館団体は、研修に関して積極的に支援する。

(市販される資料との関係)

- 9 著作権法第 37 条第 3 項ただし書に関して、図書館は次のように取り扱う。

(1) 市販されるもので、次の a)～d) に示すものは、著作権法第 37 条第 3 項ただし書に該当しないものとする。

- a) 当該視覚著作物の一部分を提供するもの
- b) 録音資料において、朗読する者が演劇のように読んだり、個々の独特の表現方法で読んでいるもの
- c) 利用者の要求がデジター形式の場合、それ以外の方式によるもの
- d) インターネットのみでの販売などで、視覚障害者等が入手しにくい状態にあるもの(ただし、当面の間に限る。また、図書館が入手し障害者等に提供できるものはこの限りでない。)

(2) 図書館は、第 6 項に示す複製(等)を行おうとする方式と同様の方式による市販資料の存在を確認するため、別表 3 を参照する。当該方式によるオンデマンド出版もこれに含む。なお、個々の情報については、以下に例示するように具体的にどのような配慮がなされているかが示されていることを要件とする。

また、販売予定(販売日を示したもの)も同様に扱う。

(資料種別と具体的配慮内容)

例：音声デジター，マルチメディアデジター（収録データ形式），大活字図書（字体とポイント数），テキストデータ，触ってわかる絵本，リライト

(3) 前記 (2) の販売予定の場合，販売予告提示からその販売予定日が 1 か月以内までのものを「提供または提示された資料」として扱う。ただし，予定販売日を 1 か月超えても販売されていない場合は，図書館は第 6 項に示す複製（等）を開始することができる。

(4) 図書館が視覚障害者等用資料の複製（等）を開始した後に販売情報が出された場合であっても，図書館は引き続き当該複製（等）を継続し，かつ複製物の提供を行うことができる。ただし，公衆送信は中止する。

(ガイドラインの見直し)

10 本ガイドラインは，社会状況の変化等に応じて随時見直し，改訂を行う。その際は，「図書館における著作物の利用に関する当事者協議会」における検討を尊重する。

以上

別表 1

視覚障害	発達障害
聴覚障害	学習障害
肢体障害	いわゆる「寝たきり」の状態
精神障害	一過性の障害
知的障害	入院患者
内部障害	その他図書館が認めた障害

別表 2

※ガイドラインに基づき、図書館職員が「視覚障害その他の障害により視覚による表現の認識が困難な者」を判断するための一助としてこのリストを作成する。以下の項目のいずれかに該当する場合は、図書館の障害者サービスの利用者として登録ができる。(本人以外の家族等代理人によるものも含む)

利用登録確認項目リスト

チェック欄	確認事項
	身体障害者手帳の所持 [] 級 (注)
	精神保健福祉手帳の所持 [] 級
	療育手帳 (愛の手帳) の所持 [] 級
	医療機関・医療従事者からの証明書がある
	福祉窓口等から障害の状態を示す文書がある
	学校・教師から障害の状態を示す文書がある
	職場から障害の状態を示す文書がある
	学校における特別支援を受けているか受けていた
	福祉サービスを受けている
	ボランティアのサポートを受けている
	家族やヘルパーに文書類を読んでもらっている
	活字をそのままの大きさでは読めない
	活字を長時間集中して読むことができない
	目で読んでも内容が分からない、あるいは内容を記憶できない
	身体の病臥状態やまひ等により、資料を持ったりページをめくったりできない
	その他、原本をそのままの形では利用できない

注 (身体障害者手帳における障害の種類) 視覚, 聴覚, 平衡, 音声, 言語, 咀嚼, 上肢, 下肢, 体幹, 運動-上肢, 運動-移動, 心臓, 腎臓, 呼吸器, 膀胱, 直腸, 小腸, 免疫など (身体障害者福祉法別表による)

別表 3

「著作権法第 37 条第 3 項ただし書該当資料確認リスト」は、日本図書館協会のサイト内に、最新のを掲載する。

(HP アドレスを記載)

日本図書館協会は、その情報を適時確認し更新を行う。出版社などが新たに販売を開始した場合は日本図書館協会に連絡することにより、このリストに掲載することができる。

(以下の別表 3 「著作権法第 37 条第 3 項ただし書該当資料確認リスト」は日本図書館協会のサイトに掲載する)

(資料)

別表 3

著作権法第 37 条第 3 項ただし書該当資料確認リスト

2019 年〇月〇日現在

このリストは、「図書館の障害者サービスにおける著作権法第 37 条第 3 項に基づく著作物の複製等に関するガイドライン」に基づき、視覚障害者等用資料を販売している出版社等の一覧を日本図書館協会が作成して提供するものです。視覚障害者等用資料の作製および公衆送信を行う場合に、同様のものが販売等されていないことを確認するためにご活用ください。

なお、視覚障害者等用資料を販売されている出版社等で、下記のリストに掲載がない場合は掲載をさせていただきたいので、お手数ですが日本図書館協会までお知らせいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

*連絡先 日本図書館協会

〒104-0033 東京都中央区新川 1-11-14

TEL:03-3523-0811 FAX:03-3523-0841

お問い合わせ <https://www.jla.or.jp/inquiry/tabid/76/Default.aspx>

1. 録音資料

(1) 音声デジター・マルチメディアデジター

出版社名	電話番号	ホームページ
(株) 音訳サービス J	045-441-1674	https://onyakuj.com/index.php
(社福) 桜雲会	03-5337-7866	http://ounkai.jp/publish/daisy/

(2) オーディオブック

出版社名	電話番号	ホームページ
(株) 音訳サービス J	045-441-1674	http://onyakuj.com/index.php
(株) 東京エーヴィセンター	03-3833-1705	https://www.tavc.co.jp/朗読ライブラリー/
ことのは出版 (株)	FAX 045-316-8037	http://www.kotonoha.co.jp

(社福) 埼玉福祉会サイフク AV ライブラリーオンライン	048-485-1277	http://www.saifuku-av.com/index2.html
(社福) 桜雲会	03-5337-7866	http://ounkai.jp/publish/audio1/

2. 大活字資料

出版社名	電話番号	ホームページ
(NPO 法人) 大活字文化普及協会	03-5282-4361	http://www.daikatsuji.co.jp/
(社福) 埼玉福祉会	048-481-2188	https://www.saifuku.com/annai/
(有) 読書工房	03-5988-9160	

3. テキストデータ

出版社名	電話番号	ホームページ
(有) 読書工房	03-5988-9160	https://www.d-kobo.jp/

テキストデータは、決まった出版社が直接販売するケースはほとんどありません。しかし、障害者等が書籍を購入した時に出版社に申し出るとデータがもらえるケースがあります。書籍の奥付などにそのような表示がある場合はテキストデータも合わせて販売しているものと判断します。

上記のほか、販売されている視覚障害者等向けの出版物は、全国視覚障害者情報提供施設協会が運営する「サピエ図書館」(<http://library.sapie.or.jp>)にて、検索ができます。

検索方法は、サピエ図書館の「詳細検索」にて「検索対象の指定」－「目録種別」－「出版」に設定し、検索語（タイトル、著者名、出版者名など）を入力してください。

報告（２） 「資料デジタル化及び利用に係る関係者協議会」の動向について

平成 30 年度の開催状況、協議内容については、以下のとおりです。

【開催状況】

平成 30 年度第 1 回 平成 30 年 10 月 15 日(月)

平成 30 年度臨時会 平成 31 年 1 月 4 日(金)から 11 日 (金) まで

※メールによる持ち回り開催

平成 30 年度第 2 回 平成 31 年 2 月 22 日(金)

【協議内容】

第 1 回関係者協議会及び臨時会の内容については、平成 31 年 3 月 14 日発行「ニューズレター」94 号をご覧ください。

第 2 回関係者協議会の内容については、以下のとおりです。

(1) 報告事項

以下の内容について、国会図書館から報告がありました。

ア 外国の図書館等に対する図書館向けデジタル化資料送信サービスの準備状況について

外国における日本研究の発展等に貢献するという著作権法改正の趣旨を踏まえ、可能な限り早期にサービスを開始したいと考えているが、外国においても適正な利用がなされるよう慎重に準備を行っている。

イ 資料デジタル化の進捗状況

ウ 資料デジタル化等の一部内製化に関する試行について

エ 視覚的作品等を主体とするデジタル化資料の館内複写の実施状況

オ デジタル化資料の図書館間貸出代替措置による利用状況

カ 図書館向けデジタル化資料送信サービスの資料点数について

キ 図書館向けデジタル化資料送信サービスの実施状況

ク デジタルコレクション搭載資料への DOI 付与の状況について

国会図書館におけるDOI (Digital Object Identifier:デジタル・オブジェクト識別子)に関する付与の動向について、図書、官報、憲政資料など約230万点への付与が完了した。

(2) その他

「図書館送信サービスの除外手続きに係る説明会」の開催について

6 月 26 日に、出版社・著作権者向けの図書館送信除外手続きの説明会を行う。ここでは、海外送信についても説明予定である。関連のパネルディスカッションも実施予定。図書館側からの登壇者として大学図書館関係者を予定している。権利者側の登壇者は検討中。